

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
たるときは、
その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示 保険医療機関の指定

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十六年十月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年七月鳥取県条例第二十九号）中別表第一の改正規定のうち第一種県営住宅の表に関する部分の施行期日は、昭和五十六年十月二十三日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年十月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中「河 北 三二、九〇〇円」を

河 北	三二、九〇〇円
末恒第十二	四一、六〇〇円

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 末恒第十二団地の県営住宅の家賃については、次の表の上欄に掲げる期間は、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

昭和五十六年十月二十三日から昭和五十七年三月三十一日まで	三六、〇〇〇円
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	三八、〇〇〇円
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	四〇、〇〇〇円

告 示

鳥取県告示第千四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十

二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
庄 司 医 院	鳥取市湖山町北二丁目二六〇	昭和五十六年十月一日
堀 内 医 院	鳥取市湖山町南二丁目六二三	"
太 田 垣 医 院	鳥取市国安九一五	"
横 田 外 科 医 院	鳥取市栄町四〇三一四	"
山 根 医 院	鳥取市賀露町九九九	"
小 橋 医 院	鳥取市吉方町二丁目五八一	"
藤 崎 医 院	鳥取市本町四丁目一一〇	"
ノ ナ カ 医 院	鳥取市永楽温泉町四〇一	"
伊 達 外 科 医 院	鳥取市永楽温泉町三〇二	"
原 医 院	鳥取市吉方一丁目五七六	"
石 谷 小 児 科 医 院	鳥取市上魚町一三	"
松 岡 産 婦 人 科 医 院	鳥取市行徳は一〇二	"

桜井 医院	鳥取市立川町二丁目二三	"
小田眼科 医院	鳥取市西町三丁目一〇九	"
坂本 医院	鳥取市賀露町一一三〇	"
山本内科 医院	鳥取市末広温泉町一二五	"
本庄整形外科 医院	鳥取市西品治六〇八	昭和五十六年十月十一日
田中 医院	米子市彦名町二八七三	昭和五十六年十月一日
須山 医院	米子市石井一〇七八	"
渡辺 医院	米子市夜見町二五三五	"
山本 医院	米子市大篠津町一一二六	"
大坪 医院	米子市富益町六九九	"
梶谷 医院	米子市大崎三〇三五	"
高橋 医院	米子市皆生一九九九	"
野坂 医院	米子市上新印二五六一一	"
伊藤 医院	米子市西三柳三二七六一	"
中曾 医院	米子市角盤町三丁目一三	"
神外科 医院	米子市内町一七二	"
細田 医院	米子市西町八六	"
医療法人厚生会 米子内科クリニ ック	米子市加茂町二丁目一六	"
脇田産婦人科 医院	米子市中町一二三	"
赤沢 医院	米子市西倉吉町一六	"
松浦 医院	米子市角盤町二丁目七〇	"
天満 医院	米子市博労町一丁目二二四	"
井田産婦人科	米子市東町五二	"
錦織眼科 医院	米子市東町九一	"
林 医 院	米子市東町一一四	"
医療法人育生会 高島病院	米子市西町六	"
笠木小児科 医院	米子市中町七六	"
三好 医院	倉吉市河原町一八〇九	"
林 医 院	倉吉市瀬崎町二七四〇	"
別所 医院	倉吉市瀬崎町二七三二	"
牧田 医院	倉吉市東町三五七一三	"
吉長 医院	倉吉市横田四五二一二	"

作野医院	境港市朝日町一一一	〃
相原医院	境港市麦垣町五五	〃
井澤医院	境港市竹内町六九四一	〃
永見医院	境港市竹内町三〇二	〃
三宅医院	境港市外江町二五二一	〃
滝川医院	境港市日ノ出町九六	昭和五十六年十月十日
松島医院	岩美郡岩美町大字大谷 三五八一二	昭和五十六年十月一日
小畑医院	岩美郡岩美町大字大谷五〇二	〃
井本医院	岩美郡岩美町大字岩井四五二	〃
大久保医院	岩美郡国府町大字麻生八七	〃
佐々木医院	八頭郡河原町中井二六二一五	〃
村江医院	八頭郡若桜町大字若桜四〇一	〃
田中医院	八頭郡家町大字下津黒二六	〃
桑田医院	八頭郡智頭町大字智頭六三三	〃
林 医 院	八頭郡用瀬町大字鷹狩七二〇	〃
太田医院	八頭郡河原町大字釜口一四一〇	〃
山田医院	八頭郡河原町大字佐貫七五六	〃
原田医院	気高郡青谷町大字山根九九	〃
岸田医院	気高郡青谷町大字青谷四〇二七	〃
中尾医院	気高郡鹿野町大字鹿野 一三〇一一二	〃
岡本医院	東伯郡三朝町大字三朝九六七	〃
吉田医院	東伯郡泊村大字泊七五〇	〃
音田医院	東伯郡羽合町大字田後五九五	〃
斉藤医院	東伯郡羽合町大字下浅津二二五	〃
安梅医院	東伯郡関金町大字大鳥居二一六	〃
岡本医院	東伯郡大栄町大字由良宿 五五六一五	〃
福島医院	東伯郡大栄町大字由良宿五〇九	〃
岸田医院	東伯郡大栄町大字妻波六九五	〃
宮川医院	東伯郡大栄町大字瀬戸五三一二	〃
木谷医院	東伯郡東伯町大字徳万二八〇	〃
桐谷医院	東伯郡赤碕町大字赤碕一二五八	〃
管内科診療所	西伯郡大山町安原一二〇	〃

馬淵 医院	西伯郡中山町上市二九	"
松井 医院	西伯郡淀江町大字佐陀七八〇	"
三津野 医院	西伯郡大山町所子五五四	"
南條 診療所	西伯郡名和町大字豊成 六八四―二	"
仲田 医院	日野郡日郡町大字根雨七一五	"
入澤 医院	日野郡日南町矢戸四五四	"
佐伯 医院	日野郡江府町大字江尾一九九七	"
武田 医院	日野郡溝口町溝口二六六一三	"
飛田 医院	日野郡溝口町溝口四二四	"
御船 歯科医院	気高郡青谷町大字青谷 三七六六の一	"
武内 歯科医院	東伯郡羽合町田後五七二	"
下村 歯科医院	日野郡溝口町溝口六九五の一	昭和五十六年十月三日
川上 医院	米子市岡成九五	昭和五十六年十月一日
医療法人同愛会 博愛病院	米子市両三柳一八八〇	"

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十一号

昭和五十六年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十六年十月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十六年十月二十七日(火) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 参議院地方選出議員補欠選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第八十二号

昭和五十六年十月八日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する

場合を含む。)において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	八八四六
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四七四二一
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三〇六七九
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三〇四〇四
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一二三九七
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八八五三
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六八七九
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四六〇九
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五九八五
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七四八〇
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三一四四
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六九九五

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二百円(送料を含む)】